

京都市地域コミュニティ活性化推進条例に規定する連絡調整に関する要綱

(共同住宅建設における連絡調整の報告)

第1条 京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則（以下「規則」という。）第1条の規定による報告は、連絡調整状況報告書（第1号様式）により行うものとする。

(連絡調整の申出)

第2条 規則第2条に規定する申出は、連絡調整申出書（第2号様式）により行うものとする。

(連絡調整の通知)

第3条 京都市地域コミュニティ活性化推進条例（以下「条例」という。）第15条第5項（第17条第6項において準用する場合を含む。）に規定する通知は、連絡調整に係る通知書（第3号様式）により行うものとする。

(事前協議)

第4条 条例第15条第1項（同条第3項並びに第17条第3項及び同条第5項において準用する場合を含む）に規定する連絡調整を行う者は、連絡調整を行う相手が不明な場合その他連絡調整に関して必要がある場合は、文化市民局地域自治推進室と協議を行うものとする。

(地域の窓口)

第5条 地域自治を担う住民組織は、連絡調整の窓口となる者について、あらかじめ連絡調整窓口届出書（第4号様式）により届け出ることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、この要綱の決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

第1号様式（第1条関係）

連絡調整状況報告書

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

京都市地域コミュニティ活性化推進条例 <input type="checkbox"/> 第15条第1項（特定共同住宅建設） <input type="checkbox"/> 第17条第3項において準用する第15条第1項（戸建住宅建設を目的とした1,000㎡以上の宅地開発） <input type="checkbox"/> その他（ ） の規定により、共同住宅等の居住者と地域住民の交流を促進するために必要な事項について、報告します。			
物件	名称（※2）		
	所在地（※1）		
	種別（※1）	<input type="checkbox"/> 共同住宅等建設 <input type="checkbox"/> 戸建住宅建設を目的とした宅地開発	
	工事完了予定日（※2）	年 月 日	
	入居開始予定日（※2）	年 月 日	
	住戸又は区画の数(※1)	戸・区画（開発にあっては区画数を記入）	
連絡調整状況	連絡調整を実施した者（※1）	所属 氏名 連絡先	
	相手方（※1）	団体名 氏名	
	連絡調整を実施した日（※1）	年 月 日 (<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（))	
	関連事業者（※2）	区分	事業者名（連絡先）
		建築	()
		販売	()
		賃貸	()
		管理	()
連絡調整の内容等（共同住宅等の居住者と地域住民の交流を促進するために必要な事項）	<input type="checkbox"/> 転入者への地域情報の提供及び自治会・町内会加入の呼びかけについて <input type="checkbox"/> 自治会・町内会への入会希望の取次ぎについて <input type="checkbox"/> 新しい自治会・町内会の結成の支援について <input type="checkbox"/> その他（ ）		
その他			

注 該当する□に、レ記を記入してください。

※1 必ずご記入ください。 ※2 記入できる場合はご記入ください。

様

京 都 市 長

(担当：文化市民局地域自治推進室)

連絡調整に係る通知書

京都市地域コミュニティ活性化推進条例

第15条第3項

第17条第5項

に基づき、下記のとおり連絡調整を行い、その状況を報告してください。

記

1 対象物件

(1) 名 称

(2) 所在地

2 相手先

(1) 団体名

(2) 代表者

(3) 担当者及び連絡先

3 連絡調整の申出理由

4 報告期限 この通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として提起しなければなりません(訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

（宛先）京都市長

連絡調整窓口届出書

地域コミュニティ活性化推進条例第15条第1項及び第17条第3項に規定する連絡調整窓口の情報について、連絡調整を行おうとする事業者に対して提供することを了承し、以下のとおり、届け出ます。

学区名	
代表者（届出者）の氏名	（よみがな）

窓 口 と な る 者	氏名	同上の場合は <input type="checkbox"/> にチェック （よみがな）
	住所	
	連絡先	（電話番号、メールアドレスなど）
	備考	（電話のつながりやすい時間帯など）